

「土地規正法」は戦前の要塞地帯法の拡大だ!!

立法事実はあるのだろうか?

法案提出のきっかけは「外国人(法人)が基地周辺や国境離島の土地を取得することは安全保障上問題がある。だから規制を求めろ」との自民党議員の要請でした。しかし問題視された千歳基地の隣の市や対馬市からは法制定の意見書は出されていません。

法制化の理由である立法事実について政府の答弁は(2020年2/25衆院予算委員会)“外国人の土地取得によって基地機能が阻害されているような事実は明らかになっていない”と。——立法事実がないことが明らかに。

2021年5/26小比木内閣府担当大臣は「(立法事実を)探していかなければならないという意味も含めて、何があるか分からないことについて調査をしっかりと進めていかなければならない」と。????

立法事実も分からないのに短い審議時間で法案は、たくさんの付帯決議をつけてコロナ禍のもと国民にあまり知られず可決させられました。

2021年6月16日成立した「土地規正法」の内容は・・・

*目的:「安全保障上の重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設または国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、土地にかかる契約の届出等の措置をし安全保障に寄与する。」(1条)

*周辺1kmが注視区域:自衛隊やアメリカ軍基地、海上保安庁の施設、それに原子力発電所など重要なインフラ施設のうち政府が安全保障上“重要だとする施設の周囲おおむね1km”を、又“国境に關係する離島”を『注視区域』に指定(5条)

*調査・報告・資料の提出:注視区域内の土地等の利用状況についての調査のため、土地や建物の所有者、借りてる人、さらにはその関係者までについて個人情報収集し調査する。(日本人外国人問わず)(6条)*内閣総理大臣は利用状況調査のため地方公共団体の長に利用者などの氏名・住所その他政令が定めるものの提供を求めることができる。更に必要に応じて土地等の利用者その他の関係者に対し当該土地等の利用に関し“報告”または“資料の提出”を求める。求めに応じない場合は罰則が科せられる。(7条・8条・27条)

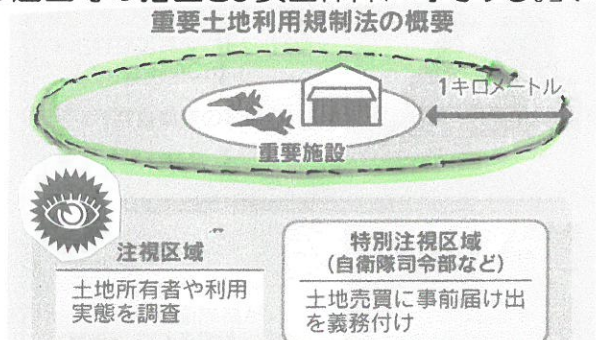
*特別注視区域・土地売買の届出:注視区域の中で特に重要とする施設周辺や離島は『特別注視区域』に指定。(12条)特別注視区域では、調査に加え一定面積(200平方メートルを下回らない範囲内で政令で定める規模未満の土地を除いて)以上の土地や建物の売買には事前に届出を義務付け。(13条)

*規制の勧告・命令・罰則:内閣総理大臣は利用者が土地等を重要施設機能、離島機能を阻害する用に供し、または供する明らかな恐れがあるときは利用者に機能を阻害する行為の用に供しないこと、その他必要な措置をとるべき旨を勧告し、命令する。違反したときは罰則(2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金)(9条・25条)

なにが問題か?

① 戦前の“要塞地帯法”の拡大版・・・市民への徹底した監視・規制が行われる。

:戦前の「要塞地帯法」下では市民生活上の写真撮影やスケッチまでが法違反として特高警察・憲兵の摘発の対象とされたが、この要塞地帯法を拡大したものが今回の土地規正法なのです(海渡雄一弁護士)。



更に、この法律は事前に住民や関係者の調査が広範に行われる。軍事施設だけでなく原発・水源地などの生活インフラにまで監視対象を拡大しているのです。

しかも「施設の機能を阻害する行為」が何かが示されていないのですから(政府の判断如何)、米軍機の騒音や低空飛行などに対して基地周辺の住民が生活を守るために行う基地の監視や抗議行動が規制の対象と監視の対象とされる可能性が大きい。

②「政令」・「総理大臣の判断」がすべてを決定・罪刑法定主義の否定

:いろいろな調査・報告・規制・罰則が規程されているがその「要件があいまい」で、すべて「政令」か「総理大臣の判断」に委ねられている。これでは自民党が改憲項目としている“緊急事態条項”の最大の問題点=法律を制定しなくとも政令等で法律と同等の効果を発揮させること、の先取りそのものです。

例えば、

*重要施設のうち「生活関連施設」は何をさすのか?・・「政令」で定める。だから自衛隊・米軍・海上保安庁の施設だけでなく、「政令」で指定するなら、原発など発電所、情報通信施設、金融、ガス、航空、医療、水道など主要なインフラは何でも対象になってしまうのです。

*罰則に係わる『施設の機能を阻害する行為』とはどのような行為なのか?・・「政府が定める基本方針に委ねる」では刑罰の対象になる行為の要件があいまいなままで法律に明示されていません。刑罰の構成要件が明確であることを求める近代刑法の原則「罪刑法定主義」に違反しているのです。(憲法 31 条違反)

*更に、8 条における利用状況の調査で、「その他の関係者」は知人・隣人の行動情報を提供しなければ罰せられるのです。密告の強要(戦前の隣組)につながります。・・・コワイ怖い世の中で

私達は何をすれば・・・

この市民を徹底的に監視・規制できる法律=土地規正法は2022年6/22までの施行となり、基本方針・政令・省令(内閣府令)は9/22までに決定・全面施行となります。

私達は『土地規正法』を施行させないためにも、政府が進める戦争への施策に反対しましょう。

台湾有事などを口実にした南西諸島を中心とする軍備増強・自衛隊基地建設、米軍の地上配備型中距離ミサイルの配備、日米豪などとの軍事訓練の拡大などに反対の声を上げていかなければ「戦争する国づくりへの大きな流れ」の中に飲み込まれてしまいます。!

下総基地は P3C の教育訓練基地です。2250mの滑走路もあります。木更津基地からヘリコプター—C H47 等も飛んできています(オスプレイ飛来の心配も)。「監視区域」に指定されたら周辺 1kmの住民の行動が調査・報告・規制・罰則されることとなります。

○とんでもない法律「土地規正法」を廃止するよう国に訴えていきましょう。

○鎌ヶ谷市長には、この法律に基づき国から市民の情報の提供を求められたら“提供しない”よう要請しましょう。

○市民の情報を外部に提供するときはその旨を本人に伝え、本人の同意を求めるよう鎌ヶ谷市の個人情報保護条例の内容を個人情報保護の立場から強化させましょう。



*参照:海渡弁護士の資料から、半田滋さんの報告(週間金曜日)、「土地規正法」の国会資料

「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 445-9144